

## 特別措置法に基づく緊急事態宣言 愛知県を含む6府県で解除

- 新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言について、2月26日（金）に2月末で解除する方針を諮問委員会で諮り了承され、その後、政府対策本部を開催し、2月末で、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）を除く、6府県（愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県）で解除することを決定した。
- 諮問委員会では、感染再拡大（リバウンド）の可能性について強い懸念が示されたが、感染防止策を継続するためのメッセージの発信、感染拡大が懸念される場合には、躊躇なく迅速に必要な対策を行うなどの、対策が着実にうたれることを前提として解除に合意をした。
- 解除の判断にあたって、解除する6府県では新規感染者数が直近1週間で、10万人当たり15人以下を下回っている状況、新規感染者数、療養者数の減少に伴い負荷の軽減がみられる状況について評価・分析を行い、緊急事態措置区域を1都3県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）に変更することとした。
- 1都3県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）については、引き続き、感染状況や医療体制等に対する負荷の状況を見極めつつ、緊急事態措置を実施すべき期間の終期である令和3年3月7日に向けて、感染防止策の更なる徹底を図っていくこととし、今後の感染状況を鑑み慎重に判断する方針を示した。
- 解除された6府県においては、宣言解除後についても、営業時間短縮要請、イベント開催制限、テレワークの徹底などの対策の緩和は段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることを基本とし、感染の再拡大を防止するため、効果的な感染防止策を講じることを呼び掛けた。
- 具体的な取組としては、飲食店への営業時間短縮要請、（営業時間、対象地域等は知事が判断）、外出自粛要請は当面継続、テレワークの目標は当面7割削減、イベントの開催制限は段階的に緩和することとした。
- 政府の感染症対策分科会は、緊急事態宣言が解除されると、人々の意識が変わり、感染防止策がおろそかになりやすく、リバウンドが誘発される懸念があり、再拡大への警戒を怠るべきではないと訴えた。

## 緊急事態宣言解除後の愛知県の対応

愛知県では、緊急事態宣言の解除の決定を受け、解除後も感染の再拡大を確実に防止し、第3波の終息にむけ、必要な対策を継続することとした。

国の基本的対処方針を踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となってきた場面に効果的な対策を継続する方針とし、飲食につながる人の流れを抑制する営業短縮要請、外出自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進することを目的とした「愛知県嚴重警戒措置」を3月1日（月）から14日（日）まで発出する旨を、2月27日（土）に開催した愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において決定した。

これまでの緊急事態宣言下の緊急事態措置との主な違いは下記のとおり

		嚴重警戒措置 (3/1～14まで)	緊急事態措置 (～2/28まで)
営業時間 短縮要請	区域	県全域	県全域
	業種	全ての飲食店等	全ての飲食店等
	時間	<u>21時まで</u> 酒類の提供は余裕を持って ストップ	20時まで 酒類の提供は19時まで
	協力金	<u>1日4万円</u>	1日6万円
イベント開催 ※経過措置約1ヶ月 後上限撤廃検討	収容率	50%	50%
	人数上限	<u>10,000人</u>	5,000人
不要不急の行動自粛	○日中も含め、不要不急の外出の自粛。 <u>特に21時以降。</u> ○県をまたぐ不要不急の移動の自粛。 <u>特に首都圏4都県</u>	○日中も含め、不要不急の外出の自粛。特に20時以降。 ○県をまたぐ不要不急の移動の自粛。特に首都圏4都県、関西3府県、福岡県	
3月・4月の行事	<u>○卒業式・入学式等は対策徹底。より多くの人が集まる行事は慎重に。</u> <u>○歓送迎会・お花見の宴会・卒業パーティー等は自粛</u> <u>○卒業旅行・春休みの旅行は控える</u>		

## 大村知事の記者会見での発言

- 「解除後の最重要課題は感染の再拡大、リバウンドを生じさせないことだ。引き続き緊張感を持って感染防止対策に取り組み、県民にも理解と協力を願いたい。」「県独自の対策を取る二週間でさらに感染を抑えこみ、規制の解除にもっていきたい」と述べた。